

## 岡本の国会での答弁

177-衆-法務委員会-11号 平成23年05月17日

○階委員 さすが江田法務大臣、確かに不服申し立て制度は、申立人の救済ということのほか、行政機関が自分が行った処分を自己反省する契機にしようという趣旨もあるわけでありまして。

したがいまして、違法、適法だけではなくて、当不当も判断し、必要があれば見直す、こういうことも趣旨に含まれているわけでございますから、今大臣がおっしゃったような訴訟と不服申し立て制度とのすみ分けは、まさに念頭に置いてこれから制度の見直しということをするべきだと私も考えます。

突然の論点提起にもかかわらず、的確な御答弁ありがとうございます。

内山政務官、きょうは、お忙しいところ、ありがとうございます。御退席ください。

続きまして、今の行政不服審査にも関連するところも若干あるんですけども、きょうは、厚労省の岡本政務官に、災害弔慰金の支給についてお尋ねしたいと思います。

資料の一番最後のページの六というのをごらんになっていただきたいと思います。

「東日本大震災における災害弔慰金の支給件数、支給額」。五月六日現在、まだ全体で五十七件、金額に直すと二億二百五十万円ということで、ちょっとこれは少ないのではないかと思うわけがあります。今般、災害弔慰金の予算が一次補正で四百八十三億手当てされて、これから進んでいくとは思いますが、今の段階では支給が余り進んでいない。この原因についてどのようにお考えになるか、お願いします。

○岡本大臣政務官 委員御指摘のとおり、災害弔慰金の支給が進んでいないというのは事実でありまして、私もけさ、答弁レクを受ける中で、問題点を整理させていただきました。

一つは、支給対象となる御遺族がなかなか見つからないということがあるようです。それから、遺族感情にも配慮をしなければいけないので、亡くなられたからすぐ、ではどうですかという話にもなかなかならない。そういった中、もう一つの論点は、やはり支給事務をつかさどる市町村がかなりの被害を受けている、こういったこともあるようであります。

ただ、いずれにしても、今委員が御指摘になりました五十七という数字は五月六日現在でありまして、こういった数字の把握も遅い。毎週金曜日にどうやら集計をしておるようですが、しかしながら、それがきょうになって十三日の分が来ていないというのは遅いじゃないかと。これもあわせてきょう事務方に指摘をしたところでありまして、そういう意味では、委員御懸念のこのないように取り組んでいかなければいけないというふうに考えています。

○階委員 災害弔慰金というのは、前回この委員会でも少し指摘しましたがけれども、行方不明の方でも三カ月経過すれば支給できるように法律上規定が設けられております。ですから、行方不明になっていて、また遺族の方も見つからないとかいうのもあるのかもしれませんが、それにもかかわらず法律が早期の支給を定めている趣旨というのもぜひ御勘案いただきたいと思います。

むしろ私は、根本的な原因は、事務をつかさどる市町村が、被災地では、私の地元岩手県でも陸前高田とか大槌とか山田とか、まさに市町村の職員自体が行方不明になっていたりするわけで、行政機能が大幅衰えている。そこで、やはり厚労省としても、そういったところの行政をバックアップして早期支給を図るべきではないかと思っております。

今の提案なども踏まえて、厚労省として、これから支給を迅速に行うための方策をお聞かせください。

○岡本大臣政務官 委員御指摘のとおり、市町村の職員の方もたくさん被災をされ、中にはお亡くなりになられた方がいると承知をしております、そういった実態をかんがみると、さまざま事務手

続があつて、災害弔慰金だけではありませんけれども、今事務手続、それぞれの市町村で大変お困りのことがあるかもしれません。

厚生労働省といたしましては、この災害弔慰金の支給に当たりましては、そういった中で、少しでも迅速にということで、一つは、災害弔慰金を事後に精算交付することが通例であったところを、今回の震災は被害が甚大であること等、今のお話のとおり災害弔慰金も支給が滞りつつある中、また支給が相当額になることでありまして、災害弔慰金の国庫負担については、五月二日成立の第一次補正予算により概算交付をするということにさせていただきまして、本日、被災県に国庫負担金を支払う交付決定をすることとしております。

市町村の事務が円滑かつ適切に行われるように、過去の先例や、判断が必要なケースについて検討する審査会の設置、これは中越地震等でも九市町村で六十八名の審査をしたそうでありまして、こうした審査をする、設置の例をお示ししておるところでありまして、少しでもそういった支給に当たっての手助けになればというふうに思っております。

○階委員 ありがとうございます。

一次補正では、災害弔慰金が四百八十三億円、この数字の根拠を事務方に以前お聞きしました。そうすると、二十三年四月四日現在の死者・行方不明者二万七千五百七十四人を前提として、これが、ざっくりですけれども、世帯主の方とその他の方が四対六に分かれるだろうというのが過去の諸制度を踏まえて決められた。その四対六の割合で、世帯主なら五百万、その他の方であれば二百五十万ということで積算して、ちゃんと二万七千五百七十四人の方に災害弔慰金が行き渡るような計算にして、四百八十三億というふうにされたと同っております。

ですから、もうお金は十分あるわけです。あとは事務だけですから、きょう県に交付決定がされて、これから市町村にお金も行くんだと思いますけれども、ぜひ市町村で円滑に事務処理が進むように、何とぞ政務官の方でも御差配をお願いします。

それから、災害弔慰金の支給等に関する法律という根拠法について、少し問題点を指摘させていただきます。

この法律の、たしか三条の二項というところで、支給される遺族の範囲が掲げられております。「死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。」ということでありまして、実は、兄弟姉妹というのは、民法上は相続権があります。しかしながら、この支給法では、兄弟姉妹、仮に生計を一にしている方でも災害弔慰金は支給を受けられない、こういう問題があります。

私の方で弁護士の方からいろいろ伺ったところによりますと、何か東松島市あるいは栗原市、これは宮城県の方でございますけれども、こちらの方では条例で、今申し上げた兄弟姉妹についても支給を認めているケースもあるようです。

法律をこの際改正して、兄弟姉妹についても、せめて生計が同一の範囲内で支給を認めるようにすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○岡本大臣政務官 御指摘のとおり、災害弔慰金の支給等に関する法律の三条二項のところで兄弟姉妹は支給対象とならないということとなっておりまして、御指摘のような、いわゆる民法との見合いという見方もありましょうが、一方で、厚生年金法や国家公務員共済法の公的年金制度による遺族の範囲というものを踏まえつつ、この法律は昭和四十八年に議員立法で全会一致をもって制定をされたという経緯があります。

したがいまして、ぜひ国会で広く御議論をいただいて、こういった問題点、論点を御議論いただければというふうに考えているところであります。

○階委員 これは通告していないんですけれども、今掲げた東松島あるいは栗原、こういった市では、法律の規定を上乗せするような形で兄弟姉妹にも支給されています。これは、厚労省としては問題ないというお考えということによろしいですか。

○岡本大臣政務官 国庫負担に基づく災害弔慰金ということであれば、当然法律に基づくということになりますし、市町村が独自に条例で弔慰金見合いのものをお出しになられるという範囲はその条例の中で決まっていくなだろうというふうに理解しています。

○階委員 今お答えいただいたことは私は重要だと思っております。法律の範囲内で条例は定めなくてはいけないというふうに憲法に規定がありますから、法律で支給範囲に兄弟姉妹が含まれていないということで、大半の自治体はそもそも兄弟姉妹は最初から支給範囲から除外していると思うんですが、これは必ずしも絶対的な拘束力を持つ規定ではなかったという趣旨で今お答えになりました。

市町村がみずからお金を負担するということになるのかもしれませんが、私もいろいろ聞いていますと、やはり気の毒なケースがあります。兄弟二人でほかに身寄りもなく暮らしていた高齢者の方々に、一方が津波に流されて亡くなってしまった、そういった場合に、もう一人残された兄弟姉妹の方がどうやってこれから生計を立てていくか。災害弔慰金がこのような方に支給されれば、少しでもお役に立つのではないかと考えております。

条例によって兄弟姉妹にも支給するということについては問題ないということ、厚労省としてこの際自治体に通知して、そして東松島のような例をなるべく広く普及させるようなことも考えられているのではないかと思います。

これも通告していませんが、ぜひ政治家としての御答弁をお願いします。

○岡本大臣政務官 今委員御指摘になりましたように、条例がもちろん法に違反してはいけないというのは、弁護士である先生にお話をするまでもないんですが、しかし、その一方で、裁量の範囲がもちろんあります。

そういった中で、それぞれの自治体の中で御議論いただいて、国庫負担の対象とならないケースとなると考えておりますけれども、独自に弔慰金を制定することについて問題がないということは、それはお話をしていかなければいけないんだろうというふうに考えています。

○階委員 ありがとうございます。

今、岡本政務官の方から、今のような御見解を市町村、自治体にちゃんと示されるということでしたので、ぜひお願いします。

それで、関連してなんですけれども、けさ出がけに朝日新聞を見ていましたら、きのうの予算委員会で、義援金の支給についても、今まで、義援金については別に法律で支給範囲が決まっているわけではないんですけれども、やはり弔慰金が先ほどのような規定になっていることとの絡みで、義援金は兄弟姉妹に支給されないケースが多かった。ところが、きのう厚労大臣が予算委員会の御答弁か何かで、今後は義援金の支給、兄弟姉妹にも行われるというふうに指導していくやに、ちょっと私もちらっと見ただけなので、事実認識に誤りがあるかもしれません。そういうこともお聞きしておりますけれども、この点について、事実確認をお願いします。

○岡本大臣政務官 義援金につきましては、民間ベースのお金で集められています。税金ではありませんので、基本的に国が、厚生労働省が直接関与するということとはおはりませんが、都道府県設置の義援金配分委員会での決定に従って支給されるという理解でありまして、その決定については、必要に応じて他の地域における取り扱い等も参考にしつつ、支給対象者等を決定していくというふうに理解しております。例えば先生のお地元の岩手県なども、生計の同一者に限る兄弟姉妹を義援金の支給対象とする方向で検討しているというふうに聞いてはおりますが、もちろん決まったわけではありません。我々としては、その都道府県の配分委員会での御議論にゆだねるということでもあります。

きのう、大臣はそれを踏まえて、配分委員会で議論されず、そのまま弔慰金と同様の取り扱いを

しているのであれば、それはそれで厚生労働省としても、そういうことではなく、自由にお決めになっていただいていいということを周知徹底したいと思う、このように予算委員会で答弁をさせていただきます。

○階委員 ありがとうございます。これも一歩進んだ御答弁だったと思います。ありがとうございます。

最後に、せっくなので不服審査の関係でお尋ねしたいんですが、先ほどの資料一を見ていただきたいんですけども、この右下の箱に、「地方における新たな仕組みの検討」、不服、苦情を広く受け付け、権利利益の救済、行政の運営、制度の改善などということを総務省の方で今検討しています。

この絡みでお尋ねしますけれども、先ほど、弔慰金を支給される場合に、災害関連死かどうか認定するための審査会を設置するんだということでした。この審査会で審査した結果、不幸にも災害関連死とは認められず支給されないということになった場合、当然、支給されると思っていた方は異議の申し立てをしたいと思います。これは地方における行政不服申し立てだと思えますけれども、この手続といいますか、審査会の審査結果に異議ある場合の申し立て手続はどのようになっているのか、教えていただけますか。

○岡本大臣政務官 先ほどの議論を聞いておまして、私も改めてお話をさせていただくわけがありますけれども、当然、先ほどお話をしました審査会につきましては、市町村独自の判断で設置をしますので、設置をしない市町村もある可能性があります。

いずれにしても、例えば、その死亡が災害関連死であるかどうかについての決定に対して承服しかねる場合には、一つの方法として、今お話がありました市町村に対しての異議申し立てもありましょうし、もちろん裁判所に提訴をするという方法もあると思います。

市町村に対して異議申し立てを行うという場合には、具体的には、不支給と判断されたということを知った日の翌日から六十日以内に、書式は問いませんが、書面によって、行政不服審査法に定められている事項、これは、異議申し立てを行う方の氏名、年齢、住所、それから異議申し立てを行う処分の内容、今回の場合は災害弔慰金の不支給となったこと、それから異議申し立てを行う処分があったことを知った年月日、そして異議申し立てを行う趣旨及び理由、加えて市町村からの教示の有無及びその内容、そして異議申し立てを行う年月日を記載していただき、市町村に提出をしていただくこととなります。この申し立てがあれば、市町村は異議申し立ての内容に対して回答もしくは決定を行うということとなっております。

もちろん、こういったいわゆる弔慰金の不支給に対してこれまでも訴訟が提起をされておりまして、平成十四年に最高裁の判決も得ている。こちらの方は、結果だけ申し上げると、行政側敗訴だったというふうに理解をしております。